

令和6年12月6日
消費者庁消費者安全課

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の
一部を改正する内閣府令（案）の意見募集について

1 意見募集対象

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

2 意見募集の趣旨

海外事業者が国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合に、当該海外事業者の行為を「輸入」として扱うことや、規制の執行を担保すべく、海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求めること等を内容とする改正消費生活用製品安全法が令和6年6月に成立しました（令和7年12月施行予定）。この改正により、海外事業者が新たに輸入事業者と扱われる場合が生じることがあります。

そのため、以下のとおり、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する予定です。

- ・報告様式において使用する言語について日本語での記載を求める規定を追加する
- ・特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者として国内管理人が設置されることに鑑み、海外事業者が国内管理人を通じて重大製品事故の報告をできるよう、報告様式に国内管理人に関する記載欄を追加する等

つきましては、上記の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本府令案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月14日（火）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- 【3】 電話番号
- 【4】 電子メールアドレス

【5】 御意見及びその理由

- * 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。
- * 郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【5】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階

消費者庁消費者安全課意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、該当箇所やページ番号等を明確に記載してください。
- この意見募集の手続で取得した個人情報（氏名（法人又は団体にあつては、その名称、部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレス）につきましては、提出意見の内容確認の連絡、取りまとめ、公表等に必要な業務のために利用いたします（なお、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があること、及び当該業務を委託する場合には、業務委託に必要な範囲での委託事業者への提供を含みます。）。
- 御提出いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報に関する事項を除き、公開される可能性があることを、あらかじめ御了承願います。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者安全課

T E L : 03-3507-8800